

ICT 技術等を活用した農山村振興対策実証業務委託  
公募型プロポーザル

**【実施要領】**

令和5年9月

スマートアグリビレッジおの推進協議会

## 目 次

- 1 本実施要領の趣旨
- 2 業務概要
- 3 参加資格要件
- 4 スケジュール
- 5 企画提案書等の提出
- 6 提出方法等
- 7 質疑応答
- 8 受託候補者の選定手順
- 9 契約に関する基本事項
- 10 参加事業者の失格
- 11 その他の留意事項
- 12 問い合わせ先（書類提出先）

## 1 本実施要領の趣旨

この要領は、小野地区におけるICT等の最新技術を活用した農山村振興対策の実証業務を公募型プロポーザルにより受託事業者を選定するにあたり、当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の企画内容や技術力等を総合的に評価し、最も適した事業者を選考するための必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

- (1) 事業名  
ICT技術等を活用した農山村振興対策実証業務委託
- (2) 履行場所  
古賀市小野（谷山、小山田、薬王寺、米多比、薦野）地区
- (3) 業務内容  
「ICT技術等を活用した農山村振興対策実証業務委託仕様書（別紙1）」のとおり  
※仕様書の内容は現時点での予定であり、審査決定後、技術提案等受ける中で変更する可能性がある。
- (4) 契約期間  
契約締結日の翌日～令和6年3月29日
- (5) 提案上限額  
7,414千円（消費税及び地方消費税10%を含む。）  
※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとするものは次のすべての要件を満たしていること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされ

ている場合はこの限りでない。

- (2) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 自治体等が実施するICT等の最新技術を活用した農山村振興対策に係る実証事業等の支援実績を有している者であること。
- (4) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (5) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

#### 4 スケジュール

公募実施スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

項目	日時
プロポーザル実施の公表	令和5年 9月20日（水）
質問書提出期限	令和5年 9月20日（水）から 令和5年 9月26日（火）17時まで
参加申込書提出期限	令和5年 9月20日（水）から 令和5年 10月6日（金）17時まで
質問回答日	令和5年 9月29日（金）までに回答
企画提案書等提出期限	令和5年10月19日（木）17時まで
書類審査結果通知	令和5年10月23日（月）
プレゼンテーション	令和5年10月下旬（予定）
受託候補者選定結果通知	令和5年11月上旬（予定）
契約締結	令和5年11月上旬（予定）

※書類審査で、上位3事業者程度を選定します。

※プレゼンテーションは、書類審査の上位3事業者程度で実施していただきます。

#### 5 企画提案書等の提出

- (1) 提出資料及び提出部数

次の①～⑥の書類全てを提出すること。

提出書類名	様式	提出部数	
		正本	副本
① 参加申込書	様式1	1	
② 会社概要書	様式2	1	8
③ 業務実績書	様式3	1	8

④	企画提案書 (業務実施体制・業務工程表を含む)	様式4及び任意 様式(※)	1	8
⑤	見積書(積算内訳・積算根拠を含む)	任意様式	1	8
⑥	質問書(必要がある場合のみ)	様式5	1	

※企画提案書任意様式の詳細については、(2)を参照すること。

## (2) 企画提案書の様式等

- ・企画提案書はA4判カラー印刷(A3判の折り込み可)とし、両面印刷とすること。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。
- ・企画提案書の末尾に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。
- ・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・別紙仕様書の業務項目に沿った企画提案書を作成すること。

## 6 提出方法等

### (1) 関係書類の配布期間

令和5年9月20日(水)から

### (2) 配布方法

本プロポーザルに関する様式は、古賀市公式ホームページからダウンロードすること。

### (3) 関係書類の提出期間

- ・参加申込書：令和5年10月6日(金) 17時必着
- ・企画提案書等：令和5年10月19日(木) 17時必着

※提出期間内であれば、再提出及び差替えは可能とする。

### (4) 提出方法

持参又は郵送(配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること)により古賀市農林振興課へ提出すること。

- ・持参の場合は、開庁日の9時から17時までの間に持参すること。
- ・郵便の場合は、(3)の期日までに必着のこと。
- ・企画提案書等については、正本を1部、副本を8部提出すること。

## 7 質疑応答

### (1) 質疑に係る提出様式

質問書(様式5)

### (2) 質疑資格者

参加申込書を提出した者

(3) 提出期間

令和5年9月26日（火）17時まで

(4) 提出方法

電子メールによる

※電話、FAXによる質問には回答しない。

(5) 提出先（古賀市農林振興課）

E-Mail : [nousei@city.koga.fukuoka.jp](mailto:nousei@city.koga.fukuoka.jp)

(6) 回答方法

回答は、全ての質問をとりまとめたうえで、参加申込書を提出したすべての者に対し、令和5年9月29日（金）までに電子メールにて行うものとする。

ただし、質問の内容が、企画提案等の作成を進める上で大きな影響を及ぼすと判断した場合は随時回答を行う。

## 8 受託候補者の選定手順

受託候補者の選考方法は書類審査とプレゼンテーション審査の合計点が最高得点であるものとする。ただし、プレゼンテーション審査は書類審査の上位3者程度で実施するものとする。

(1) 書類審査

- ・書類審査は、本協議会において定めた審査基準に基づき審査する。
- ・書類審査の結果は、企画提案書等を提出したすべての者に対し、様式1に記載された担当者の電子メール宛てに令和5年10月23日（月）までに通知する。
- ・書類審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しないものとする。

(2) プレゼンテーション審査

- ・実施日：令和5年10月下旬（該当者には別途メールにて通知）
- ・会場：古賀市役所内の会議室（福岡県古賀市駅東1丁目1-1）
- ・時間配分：事前準備5分、説明20分、質疑応答15分
- ・内容：企画提案書に基づく提案内容の説明
- ・その他留意事項
  - プレゼンテーション審査は、本協議会において定めた審査基準に基づき審査する。
  - 説明においては、企画提案書に記載のない新たな提案は行うことができない。
  - 本協議会において、スクリーン及びプロジェクターを準備する。これ以外に必要な機器、道具など（PC等を含む）は、提案者において準備すること。

(3) 受託候補者選定結果通知

審査の結果については、令和5年11月上旬に古賀市公式ホームページにて公表する。

## 9 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

審査の結果、本協議会において定めた評価基準に基づき書類審査とプレゼンテーション審査の合計得点が最も高かった者を受託候補者とし、随意契約締結に向け交渉するものとする。ただし、交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の者を受託候補者とし、交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、受託候補者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了後に支払うものとする。

(4) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

## 10 参加事業者の失格

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 本実施要領で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (6) 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

## **1 1 その他の留意事項**

- (1) 本プロポーザルに要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 原則として提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 参加を辞退する場合は、すみやかに古賀市農林振興課へ連絡すること。

## **1 2 問い合わせ先（書類提出先）**

スマートアグリビレッジおの推進協議会事務局  
古賀市建設産業部農林振興課 高原  
〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号  
E-mail : nousei@city.koga.fukuoka.jp  
電話 : 092-942-1120 / FAX : 092-942-3758